

第14回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

事業報告

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
3. 会社の支配に関する基本方針
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

株式会社ココナラ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2017年8月29日	2018年5月30日	2019年8月30日
保有者数			
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1名	1名	1名
社外取締役	－	－	－
監査等委員である取締役	1名	1名	－
新株予約権の数	102個	210個	500個
新株予約権の目的となる株式の数	61,200株	126,000株	50,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	69円	184円	250円
権利行使期間	2019年8月30日から 2029年8月29日まで	2020年5月31日から 2030年5月30日まで	2021年9月1日から 2029年8月31日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

	第10回新株予約権	第14回新株予約権	第18回新株予約権
発行決議日	2020年12月10日	2022年10月18日	2024年8月6日
保有者数			
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1名	1名	1名
社外取締役	－	－	－
監査等委員である取締役	－	－	－
新株予約権の数	2,843個	10,000個	2,400個
新株予約権の目的となる株式の数	284,300株	1,000,000株	240,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	700円	100円
権利行使時1株当たりの行使価額	1,200円	470円	255円
権利行使期間	2022年12月27日から 2030年12月26日まで	2025年12月1日から 2032年5月5日まで	2027年10月1日から 2037年12月1日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 2	(注) 2、3	(注) 2、4

	第20回新株予約権
発行決議日	2025年4月8日
保有者数	
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1名
社外取締役	—
監査等委員である取締役	—
新株予約権の数	2,392個
新株予約権の目的となる株式の数	239,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	100円
権利行使時1株当たりの行使価額	220円
権利行使期間	2028年10月1日から 2038年12月1日まで
新株予約権の主な行使の条件	（注）2、5

- （注）1. 当社は2018年10月25日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」を調整しております。
2. 上記の新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権者が当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、行使は認められないものとする。
3. 新株予約権者は、2025年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書を意味する。以下同様とする。）に記載された売上高が6,800百万円を超過している場合、又は2026年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された売上高が7,200百万円を超過している場合、又は2027年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された売上高が7,600百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権者は、2027年8月期乃至2030年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書を意味する。）に記載された売上高が一度でも15,000百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
5. 新株予約権者は、2028年8月期乃至2031年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書を意味する。）に記載された売上高が一度でも15,600百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第19回新株予約権	
発行決議日		2024年10月11日	
交付者数		3名	
新株予約権の数		110個	
新株予約権の目的となる株式の数		11,000株	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	
権利行使時1株当たりの行使価額		311円	
権利行使期間		2027年10月1日から 2037年12月1日まで	
新株予約権の主な行使の条件		(注) 1、2	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	110個 11,000株 3名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	一個 一株 一名

(注) 1. 上記の新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、行使は認められないものとする。
2. 新株予約権者は、2027年8月期乃至2030年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書を意味する。）に記載された売上高が一度でも15,000百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

		第20回新株予約権	
発行決議日		2025年4月8日	
交付者数		1名	
新株予約権の数		72個	
新株予約権の目的となる株式の数		7,200株	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権1個当たりの発行価額		100円	
権利行使時1株当たりの行使価額		220円	
権利行使期間		2028年10月1日から 2038年12月1日まで	
新株予約権の主な行使の条件		(注) 1、2	
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	72個 7,200株 1名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	一個 一株 一名

(注) 1. 上記の新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者が当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - ②各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、行使は認められないものとする。
2. 新株予約権者は、2028年8月期乃至2031年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書を意味する。）に記載された売上高が一度でも15,600百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的開催されるリスク・コンプライアンス委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
2. 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
3. 取締役（監査等委員）は「監査等委員会監査等基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
4. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
5. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
2. またデータ化された機密情報については、当社「情報セキュリティ管理規程」及び各種マニュアルに従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて業務執行取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を組織する。
2. リスク・コンプライアンス委員会は定期的開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。

3. なおリスクが顕在化した場合は、取締役を室長とした緊急事態対策室を設置し、早期の回復に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 2. 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各本部又は部を管掌する役員並びに各本部長、部長、室長及びグループマネージャーへの権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
 1. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役（監査等委員）と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。
 2. 当該補助使用人に対する取締役（監査等委員）からの指示については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに所属グループマネージャーからの指揮命令を受けないこととする。
 3. 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については取締役（監査等委員）の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役（監査等委員でない取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制
 1. 取締役（監査等委員でない取締役を除く。）及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査等委員会に遅滞なく報告する。
 2. 代表取締役その他取締役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役間での意思疎通を図るものとする。
 3. 取締役（監査等委員）は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役（監査等委員）に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、取締役（監査等委員）の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 5. 取締役（監査等委員）は内部通報窓口担当者との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。
 6. 監査等委員会に報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- ⑦ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1. 監査等委員会の監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査等委員会より経営管理部に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
 2. 当該予算を超過する費用については、事前に監査等委員会より経営管理部宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
 3. なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役（監査等委員）が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 2. 取締役（監査等委員）は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
1. 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 2. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

1. 当事業年度において取締役会は34回開催されました。各会において議案について十分な審議を行っております。
2. 月に一度開催される定時取締役会において、毎月月次経営成績が報告され、当社年度計画の達成状況、課題及びその対応策を確認し、議論を行いました。

② コンプライアンスリスク管理に対する取り組みの状況

1. 当社のリスク管理体制は、経営管理部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。
2. リスク・コンプライアンス委員会は、半期に一度定期的に開催しているほか、必要に応じて開催しており、当社企業経営上のリスク、法令遵守の状況について、役員等で共有し、必要な対応を検討、実施しております。

③ 監査等委員会に関する運用状況

1. 全員が社外取締役で構成される監査等委員会は、監査等委員会で決議された監査計画に基づき、公正かつ独立の立場から監査を行っております。
2. 取締役（監査等委員）は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に業務の報告を求めるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、いまだ成長過程にある企業であり、更なる財務体質の強化、競争力の確保を経営上の主要課題の一つとして位置づけております。そのため現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模の拡大のための投資に充当することが、株主の皆様の将来の安定的かつ継続的な利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度の財政状態、経営成績を勘案しながら株主の皆様への利益還元を実施していく方針ですが、現時点では内部留保の充実を図り、再投資をしていく方針であるため、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針と考えており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,244,957	2,390,553	△1,433,410	－	2,202,100
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,411	5,411			10,822
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	4,988	4,988			9,976
親会社株主に帰属する 当期純利益			306,904		306,904
自己株式の取得				△518,109	△518,109
欠損填補		△1,381,828	1,381,828		－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	10,399	△1,371,429	1,688,733	△518,109	△190,406
当期末残高	1,255,356	1,019,123	255,323	△518,109	2,011,693

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	107	107	243,423	1,340,454	3,786,085
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					10,822
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）					9,976
親会社株主に帰属する 当期純利益					306,904
自己株式の取得					△518,109
欠損填補					－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△107	△107	157,692	△1,336,001	△1,178,416
当期変動額合計	△107	△107	157,692	△1,336,001	△1,368,823
当期末残高	－	－	401,116	4,452	2,417,262

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社みずほココナラ 株式会社ココナラテック

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当社の連結子会社であった株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスکیلパートナーズ）について、2025年2月28日付でその全保有株式を譲渡しました。これに伴い、同社及びその子会社であるCSP1号投資事業有限責任組合は、連結の範囲から除外しております。なお、連結損益計算書の作成にあたり、譲渡までの期間に係る損益については、連結損益計算書に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスکیلパートナーズ）を連結の範囲から除外したことに伴い、関連会社であるCSP2号有限責任事業組合及びCSP2号投資事業有限責任組合を当社の持分法適用の範囲から除外しております。なお、連結損益計算書の作成にあたり、譲渡までの期間に係る損益については、連結損益計算書に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4年～7年
工具、器具及び備品	3年～20年

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における見込み利用可能期間（4年～5年）に基づく定額法を採用しております。

・ 顧客関連資産

その効果の発現する期間（5年～7年）にわたって、均等償却を行うこととしております。

② 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

ユーザーに付与したポイントの利用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ニ. クーポン引当金

ユーザーに付与したクーポンの利用に備えるため、未使用のクーポン残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

「マーケットプレイス」のうち、ココナラスキルマーケットにおいては、ユーザーに対してスキルの売買の場・機会であるプラットフォームのサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は出品者と購入者の間でサービスの提供・評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。ココナラ法律相談においては、弁護士に対しマーケティング支援サービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は契約条件に基づき登録弁護士に関する情報をサイト上に掲載した時点で充足されることから、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

「エージェント」においては、当社がクライアントから案件を受託し、当該案件を登録しているエンジニア等に再委託しており、履行義務は契約条件に基づきサービスの提供期間にわたって充足されることから、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年で定額法により償却しております。

社債発行費 5年で定額法により償却しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間（11年～12年）にわたって、均等償却を行うこととしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、該当する事象はなく、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度計上金額

のれん	919,735千円
-----	-----------

顧客関連資産	317,335千円
--------	-----------

(2) 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

のれん及び顧客関連資産は、連結子会社の買収の際に発生したものであります。子会社化時点において株式取得時の超過収益力をのれんとして認識しており、また既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値を顧客関連資産として認識しております。これらは、いずれもその効果の発現する期間にわたって、定額法により規則的に償却し、未償却残高は減損処理の対象となります。のれん及び顧客関連資産の減損の兆候は、株式取得時における事業計画と実績の比較により判定し、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

上記の主要な仮定である事業計画は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

なお、当連結会計年度において、のれん及び顧客関連資産に対して減損損失は計上しておりません。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当社は、2025年5月29日開催の取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これにより、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当連結会計年度より、耐用年数を変更しております。

また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた敷金についても、償却に係る合理的な期間に短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ11,084千円減少しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他債権から直接控除した貸倒引当金	14,641千円
--------------------------	----------

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	24,047,300株
------	-------------

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	901,200株
------	----------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。一時的な余剰資金については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金、買掛金及び預り金は、流動性リスクに晒されております。

また、差入保証金は主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うもので、差入先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、経営管理グループが取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、利益計画に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	500,227	468,259	△31,968
資産計	500,227	468,259	△31,968
長期借入金 (*)	1,144,189	1,144,189	－
負債計	1,144,189	1,144,189	－

(*) 長期借入金には、1年内の返済予定分を含んでおります。

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、未払金、買掛金、未払法人税等並びに預り金は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
差入保証金	－	255,420	244,807	－
合計	－	255,420	244,807	－

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	209,988	210,841	199,992	193,368	180,000	150,000
合計	209,988	210,841	199,992	193,368	180,000	150,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	468,259	－	468,259
資産計	－	468,259	－	468,259
長期借入金	－	1,144,189	－	1,144,189
負債計	－	1,144,189	－	1,144,189

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 差入保証金

差入保証金は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

2. 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるため短期間で市場金利が反映され、また、自社の信用状態が借入実行後大きく異なっていないのであれば、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 89円10銭

(2) 1株当たりの当期純利益 13円07銭

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	マーケット プレイス	エージェント	計	
一時点で移転される財	4,982,395	－	4,982,395	4,982,395
一定の期間にわたり移転される財	738,323	3,690,065	4,428,388	4,428,388
顧客との契約から生じる収益	5,720,718	3,690,065	9,410,783	9,410,783
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	5,720,718	3,690,065	9,410,783	9,410,783

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(5)会計方針に関する事項」「③ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
契約負債（期首残高）	638,561
契約負債（期末残高）	722,364

連結貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(連結子会社株式の譲渡)

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスキルパートナーズ）の全保有株式を譲渡することを決議し、同日、株式会社A.S.Y.Sと株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本件株式譲渡に伴い、同社と同社の子会社であるCSP1号投資事業有限責任組合及び同社の持分法適用会社であるCSP2号有限責任事業組合、CSP2号投資事業有限責任組合を連結の範囲から除外しております。

1. 株式譲渡の概要

(1) 譲渡した子会社の名称および事業の内容

- ①名称 株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスキルパートナーズ）
- ②事業内容 企業、ファンド等への投資、ファンド運営及び投資先支援

(2) 譲渡先の名称

株式会社A.S.Y.S

(3) 株式譲渡の理由

当社グループは、継続的に事業ポートフォリオの見直しを行うことで、持続的に成長していくことを目指しております。こうした中で、株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスキルパートナーズ）のあり方について、あらゆる選択肢を慎重に検討し、株式を譲渡することといたしました。

(4) 株式譲渡日

2025年2月28日

(5) その他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

子会社株式売却損 1,409千円

(2) 譲渡した子会社に係る資産および負債の適正な帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産	298,036千円
固定資産	1,042,097千円
資産合計	<u>1,340,133千円</u>

流動負債	27,370千円
固定負債	0千円
負債合計	27,370千円

(3) 会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「子会社株式売却損」として特別損失に計上しています。

3. 株式譲渡した子会社が含まれていた報告セグメントの名称
その他

4. 連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額
売上高 －千円
営業損失 20,459千円

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)

(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,244,957	2,054,957	334,910	2,389,868
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	5,411	5,411		5,411
新株の発行 （譲渡制限付株式報酬）	4,988	4,988		4,988
当期純利益				
自己株式の取得				
欠損填補			△1,381,828	△1,381,828
資本準備金から その他資本剰余金への振替		△2,054,957	2,054,957	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	10,399	△2,044,558	673,128	△1,371,429
当期末残高	1,255,356	10,399	1,008,039	1,018,438

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	△1,381,828	△1,381,828	－	2,252,997	243,423	2,496,420
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）				10,822		10,822
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)				9,976		9,976
当期純利益	431,044	431,044		431,044		431,044
自己株式の取得			△518,109	△518,109		△518,109
欠損填補	1,381,828	1,381,828		－		－
資本準備金から その他資本剰余金への振替				－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					157,692	157,692
当期変動額合計	1,812,873	1,812,873	△518,109	△66,267	157,692	91,425
当期末残高	431,044	431,044	△518,109	2,186,729	401,116	2,587,846

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～7年

工具、器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 4年～5年

顧客関連資産 5年

のれん 11年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② ポイント引当金

ユーザーに付与したポイントの利用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ クーポン引当金

ユーザーに付与したクーポンの利用に備えるため、未使用のクーポン残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「マーケットプレイス」のうち、ココナラスキルマーケットにおいては、ユーザーに対してスキルの売買の場・機会であるプラットフォームのサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は出品者と購入者の間でサービスの提供・評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。ココナラ法律相談においては、弁護士に対しマーケティング支援サービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は契約条件に基づき登録弁護士に関する情報をサイト上に掲載した時点で充足されることから、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

「エージェント」においては、当社がクライアントから案件を受託し、当該案件を登録しているエンジニア等に再委託しており、履行義務は契約条件に基づきサービスの提供期間にわたって充足されることから、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度計上金額

関係会社株式

1,283,037千円

当事業年度の計算書類に計上されている関係会社株式のうち、株式会社ココナラテックにかかるもの1,267,737千円が含まれております。

(2) 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式に計上されている株式会社ココナラテックに係る株式は市場価格のない株式であり、実質価額に当該会社の買収時の企業価値測定において算出された超過収益力を反映しております。実質価額が著しく低下し、その回復可能性が認められない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額します。

当社は、株式取得時に見込んだ超過収益力が将来に亘って発現するかに着目し、取得時に見込んだ事業計画の達成状況を確認することにより、超過収益力の毀損の有無を判定しております。

上記の主要な仮定である事業計画は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌事業年度の計算書類に影響が生じる可能性があります。

のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当事業年度計上金額

のれん

118,003千円

顧客関連資産

32,300千円

(2) 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

のれん及び顧客関連資産は、連結子会社の買収の際に発生したものであります。子会社化時点において株式取得時の超過収益力をのれんとして認識しており、また既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値を顧客関連資産として認識しております。これらは、その効果の発現する期間にわたって、定額法により規則的に償却し、未償却残高は減損処理の対象となります。のれん及び顧客関連資産の減損の兆候は、株式取得時における事業計画と実績の比較により判定し、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定します。

上記の主要な仮定である事業計画は見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌事業年度の計算書類に影響が生じる可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数及び資産除去債務の見積りの変更)

当社は、2025年5月29日開催の取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これにより、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当事業年度より、耐用年数を変更しております。

また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた敷金についても、償却に係る合理的な期間に短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ11,084千円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他債権から直接控除した貸倒引当金	14,522千円
--------------------------	----------

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	29,789千円
--------	----------

短期金銭債務	2,852千円
--------	---------

取締役に対する金銭債権及び金銭債務の総額

金銭債権	55,500千円
------	----------

保証債務

次の会社の金融機関からの借入金等に対して保証を行っております。

株式会社コナラテック	100,845千円
------------	-----------

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

4,690千円

販売費及び一般管理費

132,174千円

営業取引以外の取引による取引高

6,301千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 1,468,853株

(変動事由の概要)

自己株式の取得による増加 1,431,653株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用	5,630千円
未払金	13,237千円
減価償却超過額	3,244千円
貸倒引当金	5,969千円
ポイント引当金	710千円
クーポン引当金	2,676千円
資産除去債務	12,124千円
ソフトウェア	5,657千円
未払事業税	5,608千円
その他	1,720千円
税務上の繰越欠損金	674,897千円
繰延税金資産小計	731,477千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△593,793千円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△13,820千円
評価性引当額小計	△607,614千円
繰延税金資産合計	123,862千円
繰延税金負債	
顧客関連資産	9,890千円
繰延税金負債合計	9,890千円
繰延税金資産の純額	113,971千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	鈴木 歩	被所有 直接1.90	当社代表取締役	資金の貸付 (注) 利息の受取 (注)	55,500 210	短期貸付金	55,500

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

代表取締役に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、元利金一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権の 所有（被 所有）割 合（％）	関連当事者 との関 係	取引 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子 会 社	株式会社 ココナラテック	所有 直接100	役員の兼任 債務の保証	経営指導料 (注1)	3,166	—	—
				債務保証 (注2)	100,845	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料は、業務内容等を勘案して決定しております。
2. 当社は連結子会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。取引金額は2025年8月31日時点の債務保証残高であります。なお、保証料は受領しておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 96円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 18円36銭 |

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。